

## 刑事裁判最前線

※刑事関係の最新の統計については、courts ポータル・刑事情報データベース（ケイフオ）[REDACTED]をご参照ください。

### 1 刑事手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、①刑事手続に用いる書類を電子データで作成・管理し、オンラインで発受すること、②検査・公判における手続を非対面・遠隔で行うことができるようになることの2つを大きな柱とする要綱（骨子）が、令和6年2月に開催された法制審議会総会において採択され、法務大臣に答申され、現在、政府において令和6年度中の法案の国会提出に向けた準備が進められている。

裁判所としても、法案の成立を見据えて適切に対応していく必要があるところ、これまで検討、実践してきた質の高い刑事裁判の実現に向けた取組に、政府における検討等によってイメージされるデジタル化後の刑事手続の運用等の視点を取り入れることで、その取組の更なる発展が期待できるところである。裁判官のみならず、裁判所書記官その他の職員においても、デジタル化後の令状手続、公判準備や公判審理の在り方等について、部内あるいは府内での議論に積極的に関与することが求められる。

### 2 裁判員裁判について

#### （1）公判前整理手続の充実・迅速化

裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化は、従前からの課題の一つであり、近年も長期化傾向が続いている。公判前整理手続の迅速さは適正で充実した審理に不可欠の要素であり、法曹三者の間で公判前整理手続の基本的な在り方について共通認識を形成するなどの取組を継続していく必要がある。

この課題を克服していくためには、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会における議論等を参考にして、裁判官同士の議論を充実させることのほか、各

地の法曹三者による意見交換や協議を具体化させること、個別の事件後の振り返り会において迅速さの観点からの課題を協議することなど、より実質的、実践的な取組を更に進めていくことが期待される。

## (2) 国民の理解と協力を得るための取組

裁判員制度に対する国民の理解と協力は、裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものである。国民の理解と協力を得るための広報活動としては、裁判官等による出張講義等が重要なツールとなり、その際には引き続き裁判員経験者の参加を求めていくことが効果的である。そして、これらの活動等を通じて得られた国民の声等を制度運営全般に活かす、さらにはその結果を新たな広報活動につなげていく、などといった循環を構築することが求められる。

## 3 裁判員裁判非対象事件について

裁判員裁判非対象事件の審理の在り方については、近い将来に控える刑事手続のデジタル化を見据えつつ、刑事訴訟法の本旨に則った在るべき刑事裁判の姿をイメージした審理運営改善に関する議論が始まっている。この議論の中では、裁判官と裁判所書記官が、在るべき刑事裁判の姿の具体的なイメージについて共有した上で、公判審理や公判の事前準備等の改善を図っていくことの重要性が指摘されている。

このような審理運営改善はデジタル化により当然に実現するものではないことからすれば、デジタル化以前の現時点から具体的な取組を進めていく必要がある。そして、そのためには当事者の協力が欠かせないから、裁判所全体として当事者への働きかけの在り方について検討し、実践していくことも必要である。

## 4 その他の刑事裁判について

### (1) 令状処理に係る取組

保釈請求等、被告人の身柄に関する判断については、社会的な関心が高く、裁判官の間で、罪証隠滅や逃亡のおそれなどの審査の在り方等について議論が重ねられている。今後も、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、

引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要がある。

## (2) 再審事件に係る取組

近年、死刑確定判決等の重大事案に関する再審事件につき、社会的に注目を集めている状況が続いているが、再審請求事件については、法律・規則の規律が限られ、文献も乏しい中で、裁判所内で再審請求事件の経験が蓄積、共有されにくい状況にあるところ、再審請求事件の各手続場面において、何を考慮してどのように判断すべきか、合理的な審理運営の工夫や課題としてどのようなものがあるのかなどについて、広く裁判所内で知見を共有することにより、再審請求事件の円滑な処理を図っていく必要がある。

## 5 おわりに～裁判部と事務局等との連携

個別の裁判事務であっても、裁判所全体の事務に関わるものや社会的な影響の大きいものも少なくなく、裁判官同士でよく議論をするとともに、裁判部と事務局が連携して対応することが求められる。

また、個別の裁判における警備の問題のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もある。

特に、裁判所庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねない。このような事態が生じないようにするために、日頃から裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれるようにしておく必要がある。

以 上